



**【訪問看護】**

**サービス提供体制強化加算  
算定のガイドブック**

# 目次

- はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- サービス提供体制強化加算とは？・・・・・・・・・・・・ 4
- サービス提供体制強化加算の単位数・・・・・・・・・・・・ 5
- サービス提供体制強化加算の算定要件・・・・・・・・・・・・ 6～7
- サービス提供体制強化加算を算定するまでの流れ・・・・・・・・ 8～14
- サービス提供体制強化加算の留意点・・・・・・・・・・・・ 15
- サービス提供体制強化加算のQ&A・・・・・・・・・・・・ 16～20

# はじめに

本資料をダウンロード頂きありがとうございます。

本資料は、サービス提供体制強化加算の算定に向けた前提となる情報を把握するために活用いただく資料となっています。

具体的な解釈や申請等については、公表されている最新情報をもとに、所轄官庁へお問い合わせいただきますようお願い致します。



# サービス提供体制強化加算とは？

サービス提供体制強化加算とは、訪問看護ステーション等が提供するサービスの質を上げるために、スタッフごとの研修計画作成や定期的な会議の実施などの取り組みを行っていることを評価する加算です。

算定要件を満たすことで、事業所の利用者全員に対して算定できるので、事業所の経営にプラスとなり、取り組み内容は職員のスキルアップや仕事へのモチベーションアップにも繋がるでしょう。

令和3年度の介護報酬改定では、サービスの質の向上や職員のキャリアアップを一層推進する観点から、新たな区分の創設、算定要件や単位数の変更が行われました。

新たにサービス提供体制強化加算を算定できるように、また、より上位の区分を算定できるように、現行の算定要件をしっかりと把握しておきましょう。

# サービス提供体制強化加算の単位数

基本報酬の区分	(Ⅰ)	(Ⅱ)
指定訪問看護ステーションの場合	6単位/回	3単位/回
病院又は診療所の場合	6単位/回	3単位/回
定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合	50単位/月	25単位/月

## 【参考】

- (Ⅰ) を算定する指定訪問看護ステーションが月300回訪問した場合  
300回×6単位×@10円 ⇒ 月1万8千円
- (Ⅱ) を算定する指定訪問看護ステーションで月300回訪問した場合  
300回×3単位×@10円 ⇒ 月9千円

# サービス提供体制強化加算の算定要件

## サービス提供体制強化加算（Ⅰ）の算定要件

- すべての看護師等に対して、個別の研修計画を作成し、計画に沿った研修を実施していること。
- 利用者に関する情報の伝達、サービス提供の留意事項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議をおおむね1ヵ月に1回以上開催し、開催状況の概要を記録していること。
- すべての看護師等に対して、事業主が費用を負担して、少なくとも1年に1回以上健康診断等を実施していること。
- 看護師等の総数のうち、『**勤続年数7年以上**』の者の占める割合が30%以上であること。

# サービス提供体制強化加算の算定要件

## サービス提供体制強化加算（Ⅱ）の算定要件

- すべての看護師等に対して、個別の研修計画を作成し、計画に沿った研修を実施していること。
- 利用者に関する情報の伝達、サービス提供の留意事項の伝達、看護師等の技術指導を目的とした会議をおおむね1ヵ月に1回以上開催し、開催状況の概要を記録していること。
- すべての看護師等に対して、事業主が費用を負担して、少なくとも1年に1回以上健康診断等を実施していること。
- 看護師等の総数のうち、『**勤続年数3年以上**』の者の占める割合が30%以上であること。

# サービス提供体制強化加算を算定するまでの流れ

①職員の割合の計算



②研修計画の作成



③所轄官庁への届出



④重要事項説明書の変更



⑤定期的な会議の開催  
(1カ月に1回以上)

⑤健康診断の実施  
(1年に1回以上)

加算を算定するまでに実施すること

加算を算定してから実施すること



# サービス提供体制強化加算を算定するまでの流れ

## ①職員の割合の計算

職員の割合は、『常勤換算』の方法で、加算を算定する予定の年度の『前年度（3月を除く）の平均』で判断することになります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	合計
総数												
勤続3年												

勤続年数は、**各月の前月の末日時点における勤続年数**で判定します。

例えば令和3年4月における勤続年数3年以上の者とは、令和3年3月31日時点で勤続年数が3年以上の職員を指します。

また、勤続年数は、当該訪問看護ステーションの勤務年数に加えて、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院等における看護職員等として勤務した年数を含めることができます。

# サービス提供体制強化加算を算定するまでの流れ

## ②研修計画の作成

すべての看護師等に対して、個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた研修計画を作成する必要があります。

サービス提供体制強化加算は、専門性の高い人材を確保し、質の高いサービスを提供することを目的とした体制を確保するための加算です。

従業者個人がどのような能力、知識、経験等を有しているかを把握して、個人がどのような能力を習得したいか、事業所がどのような能力を習得させたいか、という視点から個人別の研修計画を作成することになります。

※研修計画表は、指定の様式がありませんが、事業所の管轄の都道府県・市町村によって、参考様式が公開されていることがあります。

氏名		保有資格	グループ	経験年数
目標				
実施時期	年 月	テーマ		
期間	月 日～ 月 日	実施状況		
実施時期	年 月	研修内容		
期間	月 日～ 月 日	達成度等		
今年度の総括等				

※横浜市「個別研修計画」作成にあたっての留意事項 より引用

# サービス提供体制強化加算を算定するまでの流れ

## ③所轄官庁への届出

サービス提供体制強化加算を算定するためには、所轄官庁へ以下のような書類を届け出る必要があります。

### 【提出書類の例】

- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書
- 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
- サービス提供体制強化加算に関する届出書
- 勤続年数の算定根拠についての書類

※書類名等は例示です。具体的な提出書類は所轄官庁へお問い合わせください。

# サービス提供体制強化加算を算定するまでの流れ

## ④重要事項説明書の変更

利用者と契約を交わす際、契約について重要な事項を説明する重要事項説明書には、事業所が算定する加算について記載する欄があります。サービス提供体制強化加算を算定することになった場合、重要事項説明書に記載し、その内容を利用者・家族へ説明し、同意を得ることになります。

### ※重要事項説明書の記載例

加算	単位数	算定回数等
緊急時訪問看護加算	〇〇単位	1月に1回
特別管理加算	〇〇単位	1月に1回
ターミナルケア加算	〇〇単位	死亡月に1回
複数名訪問看護加算	〇〇単位	1回当たり（30分未満）
	〇〇単位	1回当たり（30分以上）
長時間訪問看護加算	〇〇単位	1回当たり
サービス提供体制強化加算	〇〇単位	1回当たり

# サービス提供体制強化加算を算定するまでの流れ

## ⑤-1 定期的な会議の開催

加算を算定するには、

- 利用者に関する情報の伝達
- サービス提供の留意事項の伝達
- 看護師等の技術指導

を目的とした会議を **おおむね1カ月に1回以上**開催し、開催状況の概要を記録する必要があります。

会議はサービスの提供にあたるすべての看護師等が参加するものでなくてはなりません。

これは、全員が一堂に会する必要はなく、いくつかのグループに分けて行うこと、テレビ電話装置を活用することも認められています。

利用者に関する情報、サービス提供の留意事項とは？

利用者に関する情報

- 利用者のADLや意欲
- 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- 家族を含む環境

サービス提供の留意事項

- 前回のサービス提供時の状況
- その他サービスの提供にあたって必要な事項

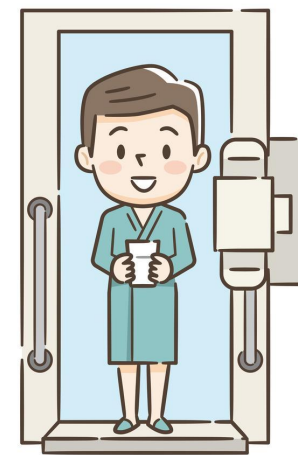
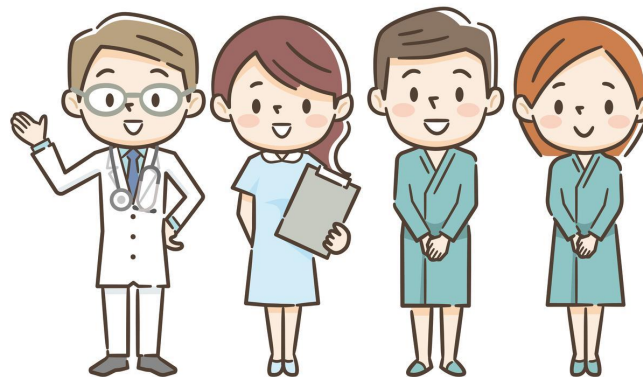
# サービス提供体制強化加算を算定するまでの流れ

## ⑤-2 健康診断の実施

加算を算定するには、

- 非常勤の職員も含めたすべての看護師等に対して
- 事業主が費用を負担して
- 少なくとも1年に1回以上

健康診断等を実施する必要があります。



# サービス提供体制強化加算の留意点

- 新たに事業を開始した事業所など、前年度の実績が6ヵ月に満たない事業所の場合、職員の割合は、届出を提出する前3ヵ月実績によって算出し、届出を行います。  
この場合、「**直近3ヵ月の職員の割合が毎月継続的に30%を超えていること**」、「**その割合について毎月記録すること**」が必要になります。
- 届出を提出する前3ヵ月実績によって算出するため、新たに事業を開始した事業所は、事業開始から4月目以降に加算の届出ができることになります。
- 会議においてテレビ電話装置等を活用する場合、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守することが求められています。

# サービス提供体制強化加算のQ&A

令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.3) 令和3年3月26日 問126

Q.

「10年以上介護福祉士が30%」という最上位区分の要件について、勤続年数はどのように計算するのか。

A.

サービス提供体制強化加算における、勤続10年以上の介護福祉士の割合に係る要件については、介護福祉士の資格を有する者であって、同一法人等での勤続年数が10年以上の者の割合を要件としたものであり、介護福祉士の資格を取得してから10年以上経過していることを求めるものではないこと。

「同一法人等での勤続年数」の考え方について、同一法人等（※）における異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる雇用形態、職種（直接処遇を行う職種に限る。）における勤続年数、事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合の勤続年数は通算することができる。

（※）同一法人のほか、法人の代表者等が同一で、採用や人事異動、研修が一体として行われる等、職員の労務管理を複数法人で一体的に行っている場合も含まれる。

なお、介護職員等特定処遇改善加算において、当該事業所における経験・技能のある介護職員の「勤続年数10年の考え方」とは異なることに留意すること。



# サービス提供体制強化加算のQ&A

平成27年度介護報酬改定に関わるQ&A (Vol.2) 平成27年4月30日 問63

Q.

サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当たって、職員の割合については、これまでと同様に、1年以上の運営実績がある場合、常勤換算方法により算出した前年度の平均（3月分を除く。）をもって、運営実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始した事業所又は事業を再開した事業所）の場合は、4月日以降に、前3月分の実績をもって取得可能となるということか。

A.

貴見のとおり。

なお、これまでと同様に、運営実績が6月に満たない場合の届出にあっては、届出を行った月以降においても、毎月所定の割合を維持しなければならず、その割合については毎月記録する必要がある。

# サービス提供体制強化加算のQ&A

平成21年4月改定関係Q&A (Vol.1) 平成21年3月23日 問3

Q.

特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示されたい。

A.

訪問介護員等（訪問入浴介護従業者等を含む。以下問3及び問4において同じ。）ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。

また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに策定することとされているが、この訪問介護員等ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。

なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。

# サービス提供体制強化加算のQ&A

平成21年4月改定関係Q&A (Vol.1) 平成21年3月23日 問4

Q.

特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項を示されたい。

A.

本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等を含めた、すべての訪問介護員等に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断（常時使用する者に労働者に該当しない者に対する健康診断の項目についても労働安全衛生法と同様とする）を、事業所の負担により実施することとしている。

また、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等に対する健康診断については、労働安全衛生法における取扱いと同様、訪問介護員等が事業者の実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合については、他の医師による健康診断（他の事業所が実施した健康診断を含む。）を受診し、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用については本人負担としても差し支えない（この取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者が行う特定健康診査については、同法第21条により労働安全衛生法における健康診断が優先されることが定められているが、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等については、同条の適用はないことから、同様の取扱いとして差し支えない。）。

# サービス提供体制強化加算のQ&A

平成21年4月改定関係Q&A (Vol.1) 平成21年3月23日 問6

Q.  
産休や病欠している期間は含めないと考えるのか

A.  
産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。